

行政機関等匿名加工情報に関する提案への対応（基本的考え方）¹

- 1 行政機関等匿名加工情報の作成は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年東京都条例第 130 号。以下「条例」という。） 3 条に基づく（事務）登録簿記載の「保有個人情報を取り扱う事務の目的」（同条 3 号）と異なる目的により加工することとなるため、保有個人情報の目的外利用に該当する。²
- 2 行政機関等匿名加工情報の提案募集は、個人情報ファイルを構成する保有個人情報記録された公文書の開示の請求があったとした場合の対応（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。） 60 条 3 項 2 号）も考慮して募集するもの（法 110 条）であるため、提案があった場合の対応は、東京都情報公開事務取扱要綱（平成 11 年 12 月 27 日政都情第 389 号）第 3. 5 に定める、公文書の開示の請求があった場合の関係部署との協議の例に準じる。
- 3 都が自ら加工しようとする、確実な匿名化が技術上困難となる等の課題³がある場合は、外部委託も想定されるが（条例 7 条 1 項 2 号）、その場合であっても、個人情報及び匿名加工情報等の取扱従事者の守秘義務（法 67 条及び法 122 条等）の趣旨に照らせば、加工の前後を問わずこれに従事する者を必要最小限にすべきであることから、加工前の個人情報をそのまま委託先に提供しないためにも、個人が識別できる部分を削除・置換する措置（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。） 62 条 1 号及び 2 号、4 号等。以下【参考】）を事前に都側で施し、その措置を施した後の情報（仮名加工情報に相当する状態の情報⁴）を匿名化する措置（規則 62 条 3 号及び 5 号等。以下【参考】）を委託先の限られた従業者に担わせる等、厳格な情報管理の下で行う。

【参考】規則 62 条（行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準）抄

第 62 条 法第 116 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- 四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

¹ 本紙は、法に言及される部分につき行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条の審査基準としての性格等を有する、総務局総務部情報公開課「個人情報の保護に関する法律施行条例についての事務対応ガイド」（令和 5 年 3 月初版）第 3 条関係（登録簿）及び第 7 条関係（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）の運用並びに東京都個人情報取扱事務要綱（解説編）第 3. 1 及び 2（目的外利用等）の解説に係る補足文書である。

² 加工後の匿名加工情報は個人情報ではないため、これの提供は保有個人情報の目的外提供に該当しない。

³ 技術上の困難のほか、条例 7 条 1 項 1 号の額を算定するに当たり、複雑な加工方法が提案されると作成に要する時間を事前に確定することが困難となる場合や、提案者の想定を超えた額となってしまう場合等が想定される。

⁴ 令和 6 年 3 月追加個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についての Q&A（行政機関等編）」（令和 4 年 2 月（令和 6 年 3 月更新））6-1-1 により、行政機関等は仮名加工情報を作成（自作）できない旨明確化されたことを踏まえ、本紙では「仮名加工情報に相当する状態の情報」と表現することとする。なお、当該情報は都側で保有する限り法令上の個人情報である点に留意すること。